れからの福祉行政 横浜市在宅福祉サービス協会構想を素材にして

杉山

動 福祉分野における新しい

逃げこんだりできるもの(いのちの

違う動きが現われている。 最近、 その一つは、市民の自主的な活動 福祉の分野に従来とは少々

必要なときにひき出せるという活動 ②広い意味での福祉活動をして、そ 老人ホームを設立しようという活動 (労力銀行) れを時間で貯蓄し、自分で手助けが ケアサービスが実施できる特別養護 の展開である。①地域を基盤にデイ (例えば杉並老後を良くする会) ③緊急に相談したり、

> ものが多い。 年位の間に急速にふえてきている。 深めるもの(給食サービス活動) それも、従来の福祉行政等の一環と 多数)など様々なものがここ五し六 互のたすけあいを行うもの(全国に ⑤ホームヘルプサービスを中心に相 の老人に給食を行い、交流や親交を 電話、かけこみセンター) ④地域 してではなく独自の展開をしている

る。 もこの分野で活発になってきてい ①有料老人ホーム・高齢者マン 方、企業などの市場活動の動き

> 事援助・介護などのホームヘルプサ 託による健康管理、生活設計サービ ②移動入浴車などによる入浴サービ ションの設置運営(建築会社など) ス(信託会社) 時預り施設(ベッド会社) (自動車会社など) (保険会社) ④介護つきボケ保 ⑤寝たきり老人の ③不動産信 ⑥ 家

幅が広がるという意味では歓迎すべ 見られるのだろうか。市民の選択の 日常生活の雑用代行(便利屋) と枚挙にいとまがない程である。 なぜ、今このような活発な動きが など

ビス(生協・株式会社など)

7

みなければなるまい。 としてはもう少し突っ込んで考えて きであろうが、福祉行政に携わる者

①社会的な変化の波の影響 きなポイントがあるように思える。 私なりに考えてみても、 三つの大

帯感)などの様々な変化の波が織り りの稀薄化)、生活意識の変化(扶養 の進展、地域における生活のつなが 部化、余暇の増大、女性の社会参加 構造変化(核家族化、家庭機能の外 化、産業構造の変化、都市化)、生活 社会構造の変化(人口構造の高齢 被扶養意識、 夫婦の意識、

-協会構想のポイントと考え方 今後の福祉行政の課題と必要な展開

る。の課題が広く市民の中に芽生えている。

②福祉ニードの多様化

多様化してきた。 ながりと共に複雑化をもたらし、こ 広がりと共に複雑化をもたらし、こ はなな変化の波は、福祉の課題の

③行政の対応と限界

これらの福祉課題の広がりとニー これらの福祉課題の広がりとニードの多様化は、本来行政が対応するの 高まれており、また一方従来の行政 の福祉サービスは、以所得制限・対象限定。(分量的に不足、質的に不十 象限定。(分量的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画一的で弾力性を欠く。(円多まり、画)が通過になるものになるといる。

活動のもつ輝きやはつらつさはどこれるのだろうか。市民の新たな福祉のような行政の福祉サービスの向上のような行政の福祉サービスの向上のような行政の協議があれている。

題点はどこにあるのだろうか。ろうか。これらの動きの独自性と問ろりか。これらの動きの独自性と問からくるのだろうか。企業が福祉のからくるのだろうか。企業が福祉の

に直面しているに違いない。
来の民間福祉活動も同じような問題
来の民間福祉活動も同じような問題

|----横浜市在宅福祉サービス

昭和五十九年十二月一日、財団法人「横浜市ホームヘルプ協会」が設大「横浜市ホームヘルプ協会」が設タートしてから四カ月程たち、船がタートしてから四カ月程たち、船がなかや今後どのような航海を経験するかわからないが、この協会のもとになった構想の概要を説明し、右記の問題提起とからみ合せて話を展開してみよう。

●─構想策定への経過

の構想は正式には、横浜市福祉

られた。 本構想中間報告、最終報告がまとめ には、基本理念、五十八年には、 り組織された。そして、 学理事長・横須賀キリスト教社会館 教授をはじめ、阿部志郎明治学院大 委員長の三浦文夫日本社会事業大学 々長など五人の学識者、 は五十七、五十八年度の二カ年間、 ために設けたものである。 供給組織のあり方について検討する 齢化社会予測・対策調査」や「横浜 り横浜市が実施してきた「横浜市高 は、 上で検討が急がれるサービスとその とに、今後福祉サービスを供給する 市老人問題研究会」の報告などをも この構想をまとめた研究委員 昭和五十五年から三カ年にわた 五十七年度 実践家によ 調査期間 会

を掲げた。

❷─基本構想の概要

⑦基本的な考え方

織の理念として、 ルプサービス事業の包括的な供給組 福祉サービスの中核をなすホームへ の多様化、 近の社会情勢の変化と福祉サービス これらの供給組織の長所と短所を最 共型福祉供給組織とまとめた上で、 イプの供給組織に分類し、切と分が 型(自発型)供給組織という四つのタ な展開が求められているとした。 公共型福祉供給組織、俲と臼を非公 給組織、份市場型供給組織、円参加 を、切行政型供給組織、分認可型供 次に、検討課題の一つである在宅 まず、この検討を行う前 従来の福祉サービス供 拡大の中で検討し、 つぎの四つの原則 給 提 組 ح 織

第二は、在宅福祉サービスの中核るの(普遍性あるいは公平性の原則)る。(普遍性あるいは公平性の原則)を過れている。(普遍性あるいは公平性の原則)を過れている。(普遍性の人の教育対策とは異常)は、かつての教育対策とは異

ず、専門的ケアサービスも含め、何 でも包括的に多面的にホームヘルプ サービスを提供することである。 、包括性の原則

されるという地域性又は近隣性があ スが対象者の生活圏でどこでも提供 重要である。 る時にはいつでも対応できることが いてであり、サービスが必要とされ に対する即応性又はアクセス性につ 第四は、地域特性になじむサービ 第三は、対象者の社会福祉ニード (即応性の原則)

今後

私の役割分担から、市行政の公的責

るということである。(近隣性の原

要としている。このためには、 らず、多面的な市民参加の仕組を必 考えられるべきであるとしている。 力性を発揮しうるような供給組織が における民間の自主性、開拓性、弾 参加が図られるべきであり、運営面 のすべての局面に可能なかぎり市民 ステムは、設立―運営―実施―評価 における在宅福祉サービスの供給シ には、市民参加が基盤にならねばな これら四つの原則を実現するため

> 保障とあわせて、必要な行政の公的 であり、また、同時にサービス利用 任で必要な助成を行うことが不可欠 規制をはかるという点で、公共型福 者(消費者)の主権を確立するため 性格をもつことを必要としている。 の両面の強みを積極的に兼ね備えた 祉供給組織と非公共型福祉供給組織 れる。他面では、市民参加の大胆な にも適正な負担を求めることが望ま

❷─基本構想の骨子

⑦目的

供は地域性を配慮して行う。 かつ多面的であり、適正な料金でい ビスを提供する。サービスは、良質 ホームヘルプサービスを必要とする つでも必要なだけ提供する。その提 人すべてにニードにもとづいたサー 何らかのハンディキャップにより

①機能

めに、つぎの六つの機能が必要。 この協会はその目的を達成するた サービス調整機能 相談とニード評価機能

また、この供給組織は、

一面で公

情報収集・提供・広報機能

訓練機能 サービスの担い手の開発と研修・

資金調達機能(基金造成)

のサービスの利用者 サービス開発及び調査研究機能

を必要とする個人・世帯) 害児・者、母子、父子、その他援助 すべての人々および世帯(老人、障 り、ホームヘルプサービスが必要な 何らかのハンディキャップによ

で多面的なメニューを提供 態が弾力的でサービスの種類も豊富 応し、画一的でなく、利用時間や形 対応する為、ニードの種類・量に対 サービス利用者の多様なニードに

手など。付加的には看護サービス) によりメニューの研究等を行い、そ 残されており、実際のサービス試行 の整備拡充が必要であるそのために には、多くの研究開発すべき課題が 協会の事業活動の中で実現していく しかし、この協会の四つの理念を

⑦組織形態と構成 は、 ○法人格 研究開発機能が重要となる。

により在宅福祉サービス事業型社会 福祉法人格取得を目指す。

当面は財団法人。事業のつみ重ね

○組織構成

図―1のとおり

別に支部を設置する。 地域での実施体制をくむため、 た形態にする。将来は、 なお、当面、本部と支部をあわせ サービスの 方面

○市民参加のあり方

田サービスメニュー

協会組織運営への参加 協会発足(設立)への参加

事業への参加

拠出金による財政への参加

労力提供による参加

例マンパワー

雑務的作業、留守番、付添い、話相

(日常の家事援助、身辺介助などの

○職種構成と雇用形態

家庭福祉指導員(ソーシャルワー ク、コーディネイト、スーパー イズ機能を担う専門職・常勤)

スの担い手・パート雇用) 家庭福祉員(ホームヘルプサービ

・家庭福祉協力員(家庭福祉員で対

員としてうけ入れる。

応できないようなニードに対応。 協力ボランティアの仕組による)

保健婦ないし看護婦

○マンパワーの調達 事務職

ター養成のヘルパーなどを家庭福祉 現行の介護人、職能開発総合セン

○フレックスタイム制の導入 ○資格・訓練・研修の強化 図-組織構成 公益法人 本部 管理部-----人事管理,基金管理 庶務, 会計 企画開発部一情報収集・管理 広報,企画調査開発 理事会 事務局長 各種委員会 地域組織部…各支部との連絡・ (市民代表,支部代表, 調整、指導 学識経験者, 関係団 体等) 支部 (将来一区 家庭福祉指導員 一支部) 東 西 南 北 部 部 部 部 庭福祉協力員(★<u>協力ボラ</u> ンティア 運営委員会

ティアの仕組により地域の家庭婦人 ティア組織の協力による協力ボラン 者、その他職業をもった人などのら をはじめ、学生などの青年層、高齢

家庭福祉協力員は、 既存のボラン

け入れを図る。 ○協力ボランティアの仕組

タイム雇用の福祉職として位置づけ の担い手である家庭福祉員をパート えるとフルタイム雇用という形態に 〇パート福祉職の考え方 の状況があるので、サービスの中心 なじまないニードとサービスと要員 ホームヘルプサービスの特質を考

・その他

ಠ್ಠ

る。

ことからも言える。 方とも短時間・短日数の希望が強い ニード及び担い手調査によれば、 双

この考え方は、横浜市が実施した

地域住民・関係団 ・学識経験者)

とらない。 め有償ボランティアという考え方は という雇用形態とすべきで、このた 時間のみが異なる「短時間勤務者」 きまとう低賃金雇用のイメージを払 処遇については、パート雇用につ フルタイム勤務者とは、 働く

員ではなじまない活動やサービス分 活動、 野がかなり存在する。 の性質から雇用にもとづく家庭福祉 などに見られるように、そのニード ホームヘルプサービスには、 話し相手のような精神的援助 訪問

> で、市民参加の重要な一形態で ある。この協力ボランティアは、協 援助が必要な領域であり、協力ボラ もとづいたり、地域の状況に応じた 会への労力による参加と い うこ と ンティアの仕組によることが必要で これらの分野は、住民の自発性に あ

動費・奉仕時間貯金制度などとして 受益者と担い手の同一化という現代 ビス利用者が現在のサービス担い手 支払われる方法が考えられる。 報酬でなく、むしろ、グループの活 となる意味、 また、この担い手は、将来のサー この場合の対価は、 換言すればサービスの 時間あたりの

法という意味がある。 の地域福祉の理念を組織化する一方

資金構成

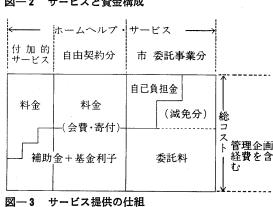
争資金運営

図―2のとおり

スのうち料金を適正な水準に保つた 約によるサービスや、 費、市委託事業分の費用及び自由契 めに必要な部分の経費を負担する。 市は協会設立団体運営に必要な経 付加的サービ

次のような方法が考えられる。 市民からの基金の調達 維持会員制のような方法により市 基金造成の方法としては、 例えば

-ビスと資金構成



相談 利用者 祉 事務所 相談と利用契約

企業や労働組合、その他事業者や 民から拠出金を求める。

ある。 どを集める。それは、 があり、後援的な意味での寄付な 団体などがこの事業を支える必要 を支えるという責務があるからで に貢献した退職者・高齢者の生活 横浜の発展

のサービス提供の仕組 図―3のとおり

になる。

規サービスの開発力を担保すること

このような自主財源をもつことによ より基金の造成を行うべきであり、

事業運営をより弾力的にし、新

はかるため、

賛助会費制度や寄付に

金を支払う。

また、市民各層の運営への参加を

サービス利用者は、

適正な水準の料

愛留意事項

本協会の事業が定着するまでには かなりの時間がかかること。

❷─構想の提起する問題

協会構想のポイントと

考え方

改めて重要な検討課題となる。

以上の課題は、協会の設立過程

でおり、ここでその全てについて述 てみたい。 ある問題に関連する点を中心に述べ 分野において、新たに顕在化しつつ べることはできない。 ありながら、実に多くの論点を含ん れたサービス領域についての構想で この協会構想は、きわめて限定さ しかし、なかでも先に述べた福祉

協会内に有効な研究開発機能が必 ⑦市民参加

在

宅

福

祉

1 ピ

ス

協 숲

要なこと、

既存の福祉事務所、

保健所、

社会

福祉協議会などや各種施設など他

の供給組織との関係整備が必要。

委託

個々の家庭のハンディキャップに基 て行こうとするものである。そのた に、このホームヘルプサービスは る。その理由としては、 加を大幅に取り入れると こ ろに づいて発生してくるニードに対応し この構想の最大の特徴は、 当事者の自主性、 主体性を基盤 まず第 市民参 地

・この協会は、将来のサービス拠点

係整理が必要。

として、どのように機能すべきか。

ニード発見システムの整備との関

四に、 生活 め ては、この種のニードの増大が予想 要としない人も、将来サービスを必 ビスは、ニードの存在する地域性を にしたきめの細かさが必要なサービ 力によるソフトな社会資本(社会的 は市民・地域社会・企業・行政の協 されるが、このような社会的な波に 自立の問題など、今後の社会におい する上で学んでおくこと、また将来 要とする可能性があり、市民が老後 いこと。第三に、現在サービスを必 域社会との関係を抜きに提供できな 重視して供給されるべきもので、 スであること。第二には、このサー に備えておくことは重要である。第 (自分自身、親その他) 設計を 高齢化社会の問題や障害者の

保障される必要があること。あり、様々な形で市民のかかわりがあり、様々な形で市民のかかわりが

かさなどの工夫が必要とされる。そ

①サービス供給の考え方

ず発生する。このような原則に立っ あり、 て構想されている。 りであり、ニードは所得にかかわら 縦割りで構成されているがこの弊害 ど)による制限などは行うべきでは 性(老人、障害児者、母子・父子な 制限は、基本的には救貧対策の名残 を克服する必要がある。また、所得 く縦割りにされており、行政組織も ない。現在の福祉各法は対象者別で ドがある限り所得制限や対象者の属 たが、今後のサービス供給は、ニー 市民に芽生えていることは先に述べ 社会変動により福祉ニードが広く 制度もこれにもとづいて細か

ウサービス調整機能

た、ニードにより供給上のきめの細 までを含む概念になって いる。 まランタリー性が要求されるサービス りゅうにく、専門性の高いサービスから 専門性よりも近親性・地域性・ボ

既存の市民活動団体や市の他の制度既存の市民活動団体や市の他の制度で実施されているものもある。こので実施されているものもある。こので実施されているものもある。こので実施されているもの資源活用との調整が必要であること。逆に、広くニードに要であること。逆に、広くニードに対応するためには、これら既存のサービス供給組織では不足するまたはたけているサービスをこの協会で用意をするという意味で社会の流動性に対する供給安定性確保への調整機に対する供給安定性確保への調整機

う特色をもっている。また、逆に、

受行政措置サービスと自由契約サー能が必要である。

て最適であることからパートタイム

を望む場合もある。また、行政によ契約による福祉サービス利用(購入)ビス利用に対するスティグマ(烙印ビス利用に対するスティグマ(烙印ビス利用に対するスティグマ(烙印ビス利用に対するスティグマ(烙印ビス利用に対するスティグマ(格印ビス)を望む場合もある。また、行政サー

をもりこんだ。するという意味で、このような方式られる。市民の意思や選択性を保障るサービスになじまないものも考え

オパートタイム 雇用

水

ームヘルプサービスは、我国で

ニードの実態からいうと、短時間・
う二本立てで行ってきた。しかし、
は、フルタイムとボランティアとい

短日数の断続的なニードが多く、そ

れも年間の時期により変動するとい

九時~五時という時間帯以外にも発生する。そこでサービス供給には、生する。そこでサービス供給には、この構想では、地域における主婦・この構想では、地域における主婦・この構想では、地域における主婦・高齢者などの資源が一定の訓練を経高齢者などの資源が一定の訓練を経る

も高いように思われる。 っても、このような形態で働く希望用が原則となった。また、調査によは、有償ボランティアは否定され雇は、有償ボランティアは否定され雇

門的な訓練が必要となるが、そのほ門的な訓練が必要となるが、そのほれず一をおく。このことにより、サイザーをおく。このことにより、サイザーをおく。このことにより、サービスの質の確保を図り画一化を防している。

効地域福祉を目指す

当面組織は、本部一カ所であるが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にするが、将来は一区一カ所程度にする。そして、区が、保健所)などとも緊密な連携がが要となるからである。そして、区が要となるからである。そして、区が要となるからである。そして、区が要となるからである。

点についてふれたい。 には残された課題も多い。以下この 考え方を述べた。しかし、この構想 以上、この構想のポイントとその

一つには、在宅福祉サービスは、一つには、在宅福祉サービスのみでなるが、給食サービス・入浴サービス・物品提供などのように体系的、総うサービスをどのように体系的、総合的に用意し、地域的に提供(供給) するかの問題―広い意味での在宅福祉サービスは、一つには、在宅福祉サービスは、

生。 祉サービスの供給システム の 必 要

二つには、サービス提供にあたって、その質の確保のためのより高次での仕組をどうつくるのかの問題がある。これは、関係行政機関・主がある。これは、関係行政機関・主がある。これは、関係行政機関・主からんでいる。

含む)。

ŋ

まだスタートして間がないこと

から今後に期待すべきといえる。

の点については、

新しい方式であ

ある。

④これらを進める上で、事務

③サービスの質の向上を図る必要が

この福祉の課題とは、そもそも社

ワー対策が充実される必要がある。の仕組みが未確定である。②マンパるが、基金造成を含めその他の部分

局の体制の一層の充実が必要などの

問題点が見られる。しかし、これら

四つには、右記二つともからむ、行政の実施責任として重要な、が、行政の実施責任として重要な、が、行政の関連がある。まームヘルプサービスなどのサービス供給向上を図る上で、これら行政ス供給向上を図る上で、これら行政の、その機能が今以上に向上しないと、サービス供給体制を整備してもと、サービス供給体制を整備してもと、サービス供給体制を整備してもからた活用されないという問題も懸される。

応では難しい。障害者の社会的不利

られる場合、そのような単線的な対

や老人問題など現代の福祉課題の多

応されるべきであろう。しかし、こ

の部分も現状では、不十分な社会福

祉法制度の上に機関委任事務という

(ハンディキャップ)・貧困の問題

くは複雑な社会的な原因のからみあ

今回は、ホームヘルプ協会構想を

構想が具体化されている現段階での の役割 → 福祉の課題と自治体の福祉行政

先に述べたように、福祉の領域にたがってきていることのあらわれる的な変化の結果として、市民の中会的な変化の結果として、市民の中に広がってきていることのあらわれ

は、設立時の市民参加は図られてい

構想と、現実の協会の内容とを比較

してみると、①市民参加について

会的に生み出されてくるものであり、これへの対応は、まずその発生する原因をつきとめ、その発生する原因 情遇を無くすことが求められる。 ・構造を無くすことが求められる。 おかりやすくいえば、公害・薬害・自動車事故などは障害児者を生み出す。このような原因は可能な限り除去されるべきである。しかし、原因 おもっと複雑な社会的な仕組に求め

必要な展開 今後の福祉行政の課題と

四

協会の構想を中心に現在の福祉行 ででは私見として今後 を受けて、ここでは私見として今後 を受けて、ここでは私見として今後 を受けて、ここでは私見として今後

いで発生する。

っと分析すればその発生構造も明ら

しかし、発生する福祉課題をきち

要性も明らかになると思われる。かになり、それなりの構造転換の必

る。 でない。このことは国民(住民)へ とができよう。この意味で現状 祉の法制度の確立を例として言うこ 課題をかかえた市民が自立した生活 対応が両方機能して、はじめて福祉 のと地域社会の中できめ細かく対応 レベルでマクロに対応されるべきも の部分は、主として自治体により対 の再生産の問題が起ってくる。 も自治体へも制約となり、福祉課題 会保障権や社会福祉権の確立が十分 は、ともに不備が見られ、国民の社 る社会保障法制度の確立や、社会福 を地域社会の中で営むこ とがで されるべきものとがあり、これらの ことである。大きく分けて国家的 も様々なレベルがあることは周知 次に、 前者の部分は主として国におけ 発生した福祉課題への対応 で

問題のあるかたちで枠組が作られて

たない。
行政は十分に展開できているとは言

している。また、人口三〇〇万人規

そして、これらのことが、今後ますます複雑化し、増大するニードへがらの圧迫として、国から自治体へからの圧迫として、国から自治体へからの圧迫として、国から自治体へからの圧迫として、とれらのことが、今後ま

しかし、自治体 (特に基礎自治体である市町村)が住民 (市民)のニーである市町村)が住民 (市民)のニーに直接向き合い、住民とともに福ドに直接向き合い、住民とともに福としても、独自の工夫と民間の福祉としても、独自の工夫と民間の福祉としても、独自の工夫と民間の福祉といても、独自の工夫と民間の福祉といずがあるしたのとい求められる。

❷─横浜市における条件と可能性

提にしてもかなりの対応可能性を有る。このことは、先述した制約を前る。このことは、先述した制約を前る。このことは、先述した制約を前る。

模と大きく地域特性がありながら、ほぼ全体が市街地化しているこも、ほぼ全体が市街地化していることなど規模も大きく、まとまりもよい。行政の財政能力も大きく質も高い。福祉行政が今後連携しより総合的な対応をすべき保健医療行政など他の行政分野もそろい、取り組みも進んでいる。また、市民の福祉行政などに対する関心も高く、自主的ななどに対する関心も高く、自主的なが見られる。

は福祉ニードに対する安定的なサー

しかし、他面これらのサービスで

①住民のアクセスの保障

❸―本市の福祉行政の課題

う。 めていく上での課題にふ れて おこめていく上での課題にふ れて おこ

⑦サービス供給の公的責任

福祉行政の領域として考えられる分福祉行政の領域として考えられる分野において市民や企業などの活動が野において市民の側から見ると、それそれは、市民の側から見ると、それらの活動は自由な社会の中での活動がらの活動は自由な社会の中での活動が

5

や新たな地域社会づくりという側面をもっており、これを国家や自治体をしっており、これを国家や自治体をあっており、これを国家や自治体をあっており、これを国家や自治体をあっており、これを国家や自治体をある。

・質的に問題があったり料金が高くて利用が制限されたり、継続的安定的供給ということにリスクがあったりする。そこで、サービスの安定的かつ公平な供給を行政としていかにかつ公平な供給を行政としていかにかの運営責任を果たそうとするときのの運営責任を果たそうとするときの方式で、『横浜方式』と言えよいの方式で、『横浜方式』と言えよいの正常は、自治体がことの運営責任を果たそうとするときの一方式で、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えよいでは、『横浜方式』と言えよいで、『横浜方式』と言えまれた。

二つがあるといえる。そしてこのこには、「実施責任」(自ら行わなくてには、「実施責任」(自ら行わなくてとない機能)と「運営責任」のはならない機能)と「運営責任」のようにサービス供給システム

責任の根幹の一つであるといえる。 とは、今後の本市の福祉行政を考え とは、今後の本市の福祉行政を考え とは、今後の本市の福祉行政を考え

参加の種々の仕組はその一つの方法 の手段等)を明確に保障していな 分さは、住民の主体性の確立と福祉 後本市の福祉行政をすすめていく上 のかかわりの保障ばかりでなく、 具体的な取り組みの中における市民 論の際に指摘されたように、個々の である。しかし、協会設立是非の議 切になってくる。今回の協会の市民 クセスを制度的に保障することが大 う制約をこえて、自治体は市民のア い。これに対し、機関委任事務とい 行政へのアクセス(市民参加や接近 け、社会福祉権の法的)整備の不十 りとそれに対応する法制度(とりわ 先に述べたように福祉課題の広が

でのより高次のアクセスの仕組みが

までにいえば、このような自治体の検討されていく必要があろう。参考

取り組みの例としては、 げられる。 神戸市民の福祉を守る条例」 神 戸 市 が 0 あ

呼ぶべき) く上で必要である。 な波を迎えそれに早期に対応してい からの高齢化社会等の大きな社会的 (自治体) (新たな社会的協働システムとでも 確にし、 そして、 市 民 を構築することが、 新たなる連携のシステム がそれぞれの役割分担を ア 地域社会・企業・ クセス権の保障を基盤 これ 行 政

の行政内部の総合化

き課題となる。 内部の総合化がその前提ともいうべ えるべき課題はあるが、 重視の取り組みの重要性 とを推進するにあたっての自治体の 以上の二点のほかにも、 サー ビスの専門性向上などふま これらのこ で 地域社会 あ る

複雑化や対応方法の進展から次第に この課題に対しては、 福祉課題の

> 民生局 動 行政 されることになったが、 K このたび、 これを一 的 きの大きなモメントとなろう。 とりくむため高齢化対策室が設置 な取り組みがふえてきているが、 内部の総合化を進めようとする 層推進する必要があろう。 衛生局をはじめとした局際 高齢化社会対策に総合的 これなどは

> > 78歳:明治39年ひのえうま

45歳:日中事変の動員に

よる昭和13~14年出生減

出生減

35~37歳:昭和22~ 24年の第1次ベビ -ブーム 18歳:昭和41年

> 10~13歳:昭和46 -49年の第2次

ひのえうま

80 100 120 140

38~39歳:終戦 前後における

五 お わりに

である。 現在の推計・ た、 日付 この毎日新聞トップに わが国の昭和五十九年十月 4に示したのは、 人口の人口ピラミッド 三月二十 掲 載 さ 図 H n

第2次世界 大戦の影響

140 120 100 80 60 40

予測もなされている。 が 後まで続くと超高齢社会をわが国で この図をみると、 も迎えることになる。 :国の高齢化率を上回わる二五%の ビヤだる型に移っ この傾向が二〇年 たと解説された 横浜では、 このことを考 わ

図 わが国の人口ピラミッド (昭和59年10月1日現在 単位:万人) 明治生まれ 大正生まれ 昭和生まれ 80

70

60

50

40

20

0 0 20 40 60

20

女

男

るの の占めている位置を考えると、 置 の えるについても、 もたらす影響のおそろしさととも やその子供(第二次ベビーブー 中で団塊の世代の占めている位 また、 このビヤだ 戦争

> 真剣に今後の社会づくりを考えなけ 心にある我々団塊の世代こそがまず に ばならないと実感するのである。 高齢化社会のもたらす問題

/民生局総務部企画課主査/